

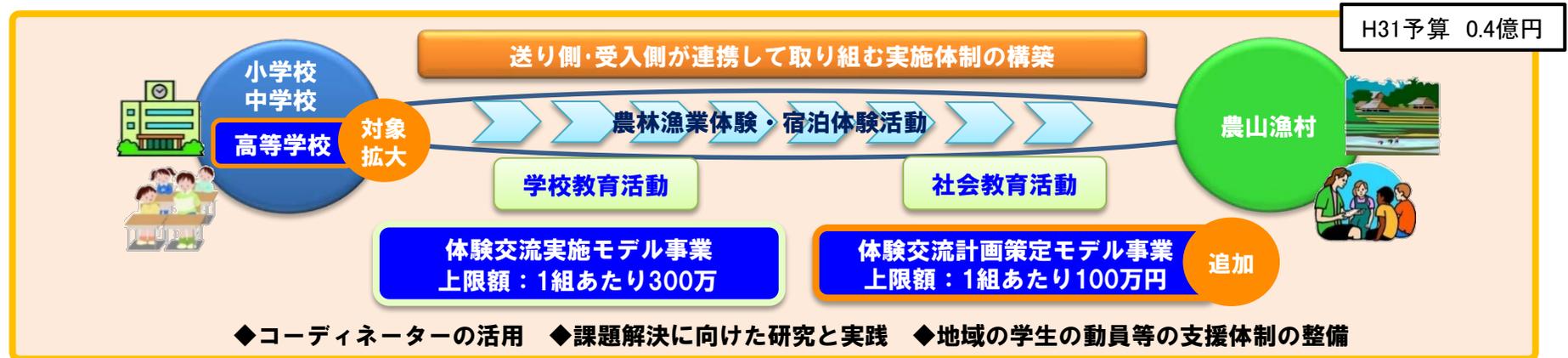
子供の農山漁村体験（通称「子ども農山漁村交流プロジェクト」）

趣旨・目的

農山漁村での宿泊体験や自然体験を通じて、学ぶ意欲や自立心、思いやりの心、規範意識などを育み、力強い子供の成長を支えるとともに、受入れ地域の活性化や交流による地域間の相互理解の進化に寄与する。

都市・農山漁村の地域連携による子供農山漁村交流推進モデル事業

- 子供の農山漁村体験交流の取組の拡大、定着を図るため、送り側・受入側の地方公共団体双方が連携して行う実施体制の構築支援。
- 平成31年度から、**対象を高等学校の取組まで拡大**し、「**子供の農山漁村体験交流計画策定**」を**新たなメニューとして追加**。



地方財政措置（特別交付税「子ども農山漁村交流プロジェクトに要する経費」）

- 平成31年度から、小学校の取組に加えて、中学校の取組や社会教育活動、市町村推進協議会の運営等に係る経費も措置対象とする。

1 地方財政措置の対象事業

次の要件を満たす事業が対象

- 学校教育活動の一環として実施されるものであること
- 子供が受入地域の住民と接触する機会が確保されていること
- 子供が受入地域の住民の生活又は農林漁業等の営みを体験する機会が確保されていること

➡ H31年度から、**社会教育活動も対象とする**

※地方公共団体が主体となって実施する社会教育活動

2 対象経費

- 都道府県推進協議会の運営に要する経費（都道府県）
- 受入地域協議会の運営に要する経費（都道府県・市町村）
- 小学校の集団宿泊活動に要する経費（都道府県・市町村）

➡ H31年度から、**市町村推進協議会及び中学校の集団宿泊活動も対象とする**

対象
拡大